

荏崎市空き家バンク

登録者支援補助金／成約者支援補助金

空き家を登録される方の（相続）登記手数料・登記委託料

空き家をご成約された方の仲介手数料・引越費用の一部を補助します！

荏崎市では、空き家バンクへの物件登録及び市内への移住・定住を促進するため、空き家バンクへ物件を登録する際、登記にかかる諸経費と、成約者が負担することとなる仲介手数料・引越し費用に対し、補助金を交付します。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費 (総額5万円以上に限る)
登録者支援補助金	空き家の所有者等で、以下の要件に該当する方 (1) 空き家バンク制度要綱第4条第1項に規定する登録申込みを行った方 (2) 現に空き家台帳の登録を受け、又は過去に空き家台帳の登録を受けていない方 (3) 市税等を滞納していない方	(1) 空き家の不動産登記及び相続登記を行うために係る登記手数料 (2) 不動産登記を行う資格を有する司法書士及び弁護士に係る登記委託料 ※地目変更登記費用など 一部補助対象外項目あり
成約者支援補助金	空き家バンクに登録された物件の入居者で、以下の要件に該当する方 (1) 空き家バンク制度要綱第9条及び第10条第1項に規定する利用申込みを行った方 (2) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない方 (3) 過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがない方 (4) 市税等を滞納していない方	(1) 仲介手数料 (2) 引越費用

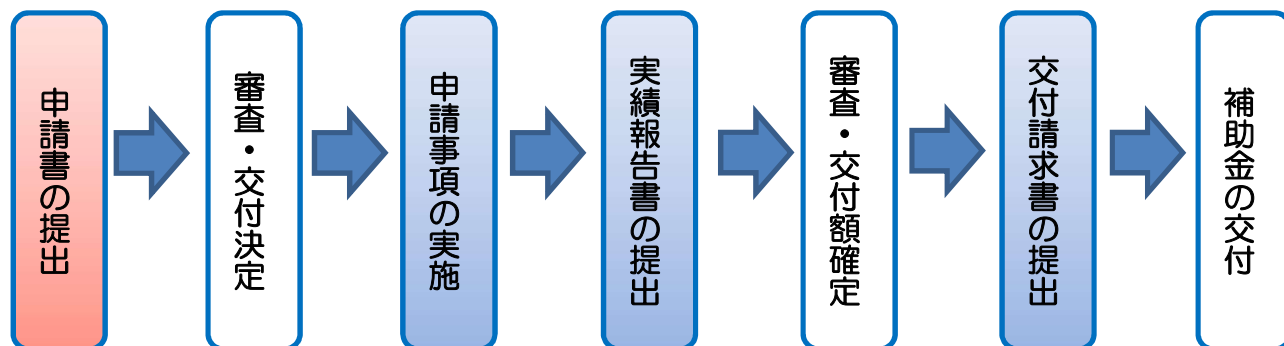
補助金額

最大10万円

【対象経費の半額、又は10万円のうちいずれか少ない額（1,000円未満切捨て）】



補助金申請から交付までの流れ



※ 成約者が交付申請を行うことができる期間は、**売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年間**です。



・・・申請にかかる注意事項・・・



- ・ 空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して2年以内に空き家バンクの登録取消しや、空き家の取り壊しを行わないこと。
- ・ 空き家の成約者は、補助金の交付を受けた日から起算して2年以内に転居又は転出しないこと。

申請に必要な書類

<登録者支援補助金>

- ☐ 蕨崎市空き家バンク補助金等交付申請書（第9号様式）
- ☐ 登記事項証明書（土地・建物）
- ☐ 未登記物件の場合
 - ・ 底地の登記事項証明書
 - ・ 固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産納税通知書
- ☐ 不動産登記及び相続登記に要する費用の見積書の写し
- ☐ 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書）

<成約者支援補助金>

- ☐ 蕨崎市空き家バンク補助金等交付申請書（第9号様式）
- ☐ 仲介手数料（不動産事業者）の見積書
- ☐ 引越費用（引越業者又は運送業者等）の見積書
- ☐ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ☐ 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書）



お申し込み・お問い合わせ

〒407-8501 山梨県蕨崎市水神 1-3-1

蕨崎市役所 デジタル戦略課 地域戦略担当

✉ : digital@city.nirasaki.lg.jp

蕨崎市空き家バンクホームページはこちら→



☎ : 0551-45-9173

FAX : 0551-22-8479